

資料2-22 緊急時の措置の発令基準、措置内容

区分	発令基準	発令時の措置内容	協力工場における措置内容
予報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.08ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続し、0.12ppm以上に達するおそれのある場合	注意報が発令された場合に、協力工場で燃料削減等の措置が円滑に行われるように、また、一般住民が学校等に対する周知が速やかに行われるようにするための事前の措置を求める。	注意報の発令に備えて燃料使用量の削減などの措置が行える体制をとる。
注意報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	大気汚染防止法第23条第1項に規定する場合に該当し、ばい煙を排出する工場・事業場や自動車の運転者に協力を求める。	燃料使用量（ガス専焼施設に係るものを除く）を通常使用量の20%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずる。なお、ガス専焼施設にあっては、削減に努める。
警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	重大警報への移行を予防するための措置を求める。	燃料使用量（ガス専焼施設に係るものを除く）を通常使用量の30%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずる。なお、ガス専焼施設にあっては、削減に努める。
重大警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	大気汚染防止法第23条第2項に規定する場合に該当し、ばい煙排出者にばい煙量の減少等必要な措置を命じ、また、自動車については県公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請する。	ばい煙又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置を講ずる。